

政令第二百八十一号

厚生年金基金令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金基金令の一部改正）

第一条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十七条」に改める。

第一条中「第一百条第一項に規定する」を「第一百条第一項の」に、「五百人」を「千人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第百十条第二項の政令で定める数は、五千人とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人とする。

第十七条第五項第二号中「こと、又は法附則第三十条第一項」を「こと又は法附則第三十二条第一項」

に改める。

第二十八条第二項各号列記以外の部分中「九万円」を「二十七万円」に改め、「支払期月は、」の下に「規約で定めるところにより、当該老齢厚生年金の支払期月の例による月又は」を加え、「掲げる月」を「定める月」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 十五万円以上二十七万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月
- 二 六万円以上十五万円未満 イ又はロのいずれかに掲げる月
イ 六月及び十二月
ロ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月
- 三 六万円未満 イからハまでのいずれかに掲げる月
イ 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月
ロ 六月及び十二月
ハ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

第二十八条の二中「給付及び掛金等に関する業務（以下「受託業務」という。）を」を「その業務の一部

」に改める。

第二十九条第一項各号列記以外の部分中「受託業務」を「その業務の一部」に改め、同項第二号中「受託業務」を「基金から委託される年金及び一時金並びに掛金等に関する業務（以下「受託業務」という。

）」に改める。

第三十四条第一項中「により免除保険料額」の下に「（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十六条の二中「法第八十一条の三第一項に規定する」及び「（以下単に「免除保険料率」という。）」を削る。

第三十六条の四第一項中「代行保険料率」の下に「（以下「代行保険料率」という。）」を加える。

第三十九条の三第二項第二号中「額に」を「額（以下「責任準備金相当額」という。）」に改める。

第五十二条第一号中「当該老齢年金給付の額に相当する額に厚生労働大臣の定める数を乗じて」を「厚生労働大臣の定めるところにより」に改める。

第五十五条中「五分五厘」を「三分二厘」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定基金の要件)

第五十五条の二 法第七十八条の二第一項の政令で定める額は、第三十九条の三第一項の最低積立基準額とする。

2 法第七十八条の二第一項の政令で定める要件は、連続する三事業年度中の各事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の九を乗じて得た額を下回っていることとする。

(健全化計画)

第五十五条の三 法第七十八条の二第一項に規定する健全化計画(次項において「健全化計画」という。)は、同条第一項の規定による指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする五箇年間の計画とする。

2 健全化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業及び財産の現状

二 財政の健全化の目標

三 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

第五十八条第三号中「附則第十三条の二第六項」を「附則第十三条の二第五項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同条第四号中「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同条第五号中「附則第十三条の八第五項」を「附則第十三条の八第四項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改める。

第六十条中「附則第十一条の三第四項」を「附則第十一条の三第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（過去期間代行給付現価に係る政府の負担）

第六十条の二 法附則第三十条第一項の過去期間代行給付現価の額に照らし政令で定めるところにより算定した額は、同条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法附則第三十条第一項の政府が負担することが適当であるものとして政令で定めるところにより算定した額は、前項の規定により算定した額から責任準備金相当額を控除した額に五分の一を乗じて得た額とする。ただし、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の額に四分の一を乗じて得た額を下回るときは、同項の規定により算定した額から責任準備金相当額を控除した額とする。

3 政府は、基金の申請に基づき、前項の規定により算定した額を、当該額の計算の基礎となつた日の属する事業年度の翌事業年度に、当該基金に交付する。

4 法附則第三十条第二項の政令で定めるところにより計算した額は、当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間に係る法第百三十二条第二項に規定する額に厚生労働大臣の定める数を乗じて得た額とし、その計算の基礎となる予定利率は、年三分二厘とする。

5 前各項の規定は、連合会について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法附則第三十条第一項	法附則第三十条第三項において読み替えて準用する同条第一項
第二項	同条第二項	同条第三項において読み替えて準用する同条第二項
第二条	法附則第三十条第一項	法附則第三十条第三項において読み替えて準

	責任準備金相当額を控除した額に	用する同条第一項 法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額（以下この項において「責任準備金相当額」という。）を控除した額に
第三項	同項	前項
基金	法附則第三十条第二項	連合会 法附則第三十条第三項において読み替えて準用する同条第二項
前項	法附則第三十条第二項 当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間	連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者

（過去期間代行給付現価の額に乗ずる率）

第六十条の三 法附則第三十一条の政令で定める率は、一・五とする。

第六十一条第一項及び第六十二条第四項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

第六十三条中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十二条第二項第一号」に改め、同条第六号中「、第二十四条第一項及び第二十五条第三項」を「及び第二十四条第一項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件)

第六十四条 法附則第三十三条第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法附則第三十三条第一項の申出をした日(以下この条において「申出日」という。)の属する月前二年間において第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申出日の属する月前二年間の当該基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当す

る額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

三 申出日の属する事業年度の前事業年度(当該申出日が当該申出日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。)の末日における過去期間代行給付現価の額が当該基金の加入員若しくは加入員であつた者に係る当該申出日の属する事業年度の前事業年度の各月の標準報酬月額額の総額の合計額以上であること又は平成八年四月一日から当該申出日までの間に当該基金の代行保険料率(当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が免除保険料率を上回つたことがあること若しくは当該基金が設立された日から平成八年三月三十一日までの間に法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率(当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回つたことがあると認められること。

四 設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していること。

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額)

第六十五条 法附則第三十三条第三項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 基金が設立された日から当該基金が解散した日までの期間に係る代行給付（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額

二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利子の利率は、当該基金が設立された日の属する年から当該基金が解散した日の翌日の属する月の前月が属する年までの各年（当該基金が設立された日の属する年にあつては、当該基金が設立された日以後の期間）について、当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績に基づいて厚生労働大臣が定める率とする。

（特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）

第六十六条 法附則第三十八条第一項の規定により確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条第一項	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により政府が特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下この条において同じ。）から同法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第三十四条第五項の規定により政府が特定基金から同項の責任準備金相当額
解散厚生年金基金等は	特定基金は	
当該責任準備金に相当する額	当該減額責任準備金相当額又は当該責任準備	

	<p>第百十四条第四項 解散厚生年金基金等</p>	<p>金相当額</p>
<p>及び第六項</p>		<p>特定基金</p>

2 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十二条から第八十八条までの規定

は、法附則第三十八条第一項において確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第八十二条各号列 記以外の部分</p>	<p>法</p>	<p>厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法</p>
<p>第八十二条第二号</p>	<p>解散厚生年金基金等（法第百三十三 条第一項に規定する解散厚生年金 基金等</p>	<p>特定基金（厚生年金保険法附則第三十二条第 一項に規定する特定基金</p>
	<p>法第百十四条第一項</p>	<p>同法附則第三十八条第一項において準用する</p>

第八十六条	第八十五条	第八十四条		第八十三条第一項
法	法第百十四条第三項	法第百十四条第一項	法第百十三条第一項の規定により 徴収する責任準備金に相当する額	各解散厚生年金基金等 各解散厚生年金基金等
厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第三項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第一項	厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により徴収する同項の責任準備金相当額	各特定基金 各特定基金 法第百十四条第一項

		解散厚生年金基金等	特定基金
第八十七条第一項	法第百十四条第五項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第五項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第五項
	第七十九条又は厚生年金基金令	厚生年金基金令	厚生年金基金令
第八十七条第二項	法	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法
第八十八条	解散厚生年金基金等	特定基金	特定基金

3 法附則第三十八条第一項において準用する確定給付企業年金法第百十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金資金運用基金又は年金資金運用基金の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第八条第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

4 法附則第三十八条第三項の規定により保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え

るものとする。

附則第一条の十三 第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十三条第一項に規定する特定基金（以下この条において「特定基金」という。）が、同法附則第三十八条第一項において準用する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	減額責任準備金相当額（厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金相当額（厚生年金保険法附則第三十四条第五項の責任準備金相当額をいう。）	
同法第百十四条第一項に	厚生年金保険法附則第三十八条第一項におい	

		当該解散厚生年金基金等	て準用する確定給付企業年金法第百十四条第一項に
附則第一条の十三	確定給付企業年金法	当該特定基金	
第二項	解散厚生年金基金等	特定基金	

(連合会に行わせる事務)

第六十七条 法附則第三十九条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 政府が法附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項の規定により解散した特定基金から徴収する減額責任準備金相当額(法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。)又は責任準備金相当額の算定に関する事務

- 二 当該解散した特定基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 法附則第三十九条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、法第百五十九条第六項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第三十九条第一項の規定により連合会が行うものを除く。）とする。」とする。

附則第二条中「並びに」を「及び」に改め、「及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第七条第三項」を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条第一項第二号中「（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の年金給付をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第五条第一項第二号中「法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額」を「責任準備金相当額」に改める。

（国民年金基金令の一部改正）

第二条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（基金が業務の一部を委託する場合の要件）

第十九条の二 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を同項の法人に委託する場
合においては、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状
況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第二十条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同
組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号
の事業を行うものに限る。以下同じ。））、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。
以下同じ。））、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）及び日本郵政公社以外の法人に委託す
る場合においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法
人」という。）に委託するものとする。

第一章第三節中第二十條の次に次の一條を加える。

(業務を受託できる金融機関)

第二十條の二 法第二百二十八條第六項の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信託会社、保険会社及び無尽会社とする。

第三十條第一項第二号中「(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十條第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。)」及び「(全国を地区とするものに限る。以下同じ。)」を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第三條 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一百七條第一項各号列記以外の部分中「九万円」を「二十七万円」に改め、「支払期月は、」の下に「

規約で定めるところにより、旧厚生年金保険法による当該老齢年金若しくは通算老齢年金の支払期月の例による月又は「を加え、「掲げる月」を「定める月」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 十五万円以上二十七万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月
- 二 六万円以上十五万円未満 イ又はロのいずれかに掲げる月
- イ 六月及び十二月
- ロ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月
- 三 六万円未満 イからハまでのいずれかに掲げる月
- イ 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月
- ロ 六月及び十二月
- ハ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とし、第二十一條の次に次の一條を加える。

(免除保険料率の決定に関する経過措置)

第二十二條 平成六年改正法附則第三十五條第六項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第八十一條の三第一項の政令で定める範囲(次項において「免除保険料率の範囲」という。)は、千分の二十四から千分の五十までとする。

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法附則第三十一條の規定により読み替えて適用される同法第八十一條の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

(厚生年金基金の設立に必要な被保険者数に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日前に設立された厚生年金基金（同日以後に当該厚生年金基金が合併し、又は分割したことにより設立された厚生年金基金を含む。）に対する第一条の規定による改正後の厚生年金基金令第一条の規定の適用については、同条第一項中「千人」とあるのは「五百人」と、同条第二項中「千人」とあり、及び「千人」とあるのは「五百人」とする。

（免除保険料率の決定に関する経過措置）

第三条 当分の間、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率は、厚生年金基金令第三十六条の二各号に掲げる場合のほか、厚生年金基金の事業年度の末日における同法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額が同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額に第一条の規定による改正後の同令第六十条の三に規定する率を乗じて得た額を上回っている場合に、当該事業年度の末日の属する年の翌年の四月以降の月分の率として決定するものとする。

（厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の経過措置）

第四条 厚生年金基金令附則第四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「第五十五条

「とあるのは、「厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）第一条の規定による改正前の第五十五条」とする。